

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年5月30日付け26原第96号で行った「【集計結果】各市町村における避難者に対する支援について」外1件の公文書（以下「対象公文書」という。）を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表に掲げる「実施機関不開示部分」については、同表「審査会の判断」のとおり
にすべきである。
- 2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成26年5月16日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「2016年6月を時点として実施した、県内市町村向けの避難者数調査に関する記録一切。※報告書、照会文書、回答文書など」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成26年5月30日付けで本件開示請求に対応する公文書として「【集計結果】各市町村における避難者に対する支援について」外1件の文書を特定して開示決定をするとともに、対象公文書を特定した上で、そのうち「各市町村における避難者に対する支援等について設問7に関する市町村回答部分」については「自主避難者に関する実態把握や支援に関する自由意見は、市町村において検討・協議中の情報に該当し、開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。」との理由により条例第7条第5号に該当するため、同日付けで当該部分を不開示にする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年7月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成26年8月7日付け福島県指令原第189号により異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、平成26年8月27日付けで委任状及び異議申立追加書を提出したが、同月27日に異議申立人から個人として異議申立てをする旨申し出があったため、実施機関において異議申立人の適格性を確認したところ、本件処分につき異議申立てをする法律上の利益を有する者であり異議申立人の適格性を有すると判断したことから、同月7日付けで命じた補正は不要となった。
- 5 実施機関は、平成26年9月12日付け福島県指令原第256号により異議申立人に対して再度の補正を命じ、異議申立人は、同月16日付けで再度の命令に従って修正された異議申立書を提出した。
- 6 実施機関は、平成26年10月1日付け26原第283号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象公文書は、平成24年に実施した調査に関するものであり、県行政において既に一定の結論が出されているため、公開したとしても自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれはなく、条例第7条第5号に規定する不開示事由に該当しない。
- (2) そもそも仮に当該文書を基に一定の結論が出されていないとしても、県民及び東日本大震災と福島第一原発事故に伴う避難者の生活を左右する重大な事項であり、公開したとしても自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとは考えられない。
- (3) 条例第7条第5号については、アカウントビリティの観点から開示することの利益と開示により適正な意思決定などにもたらされる支障とを比較衡量した結果、開示することの利益を斟酌してもなお開示のもたらす支障が重大な場合にのみ不開示とすることの合理性が認められると解するべきであるが、実施機関は、公にすることによって生じる支障が不当である理由を一切説明しておらず、明らかに条例の解釈を誤っている。

以上の理由から、本件処分には理由がないので取り消されるべきである旨主張する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

対象公文書について

- (1) 本件開示請求の対象とする公文書については、平成24年5月23日付け事務連絡で避難者支援課長から県内各市町村避難者支援担当課長に対して行った「各市町村における避難者の把握及び支援等について（照会）」に関する文書のうち、その回答に関する以下の文書を特定した。
ア 各市町村からの回答である「各市町村における避難者に対する支援等について」
イ 上記アの集計表である「【集計結果】各市町村における避難者に対する支援について」
- (2) 不開示部分の設問は各市町村の自由意見を聴くために設けたもので、不開示部分には自主避難者に関する実態把握や支援の在り方について各市町村が協議・検討中の内容が自由かつ率直に記載されており、これを開示すると、今後の避難者支援施策の構築に向けた意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。
- (3) 不開示部分の記載内容は様々であり、それらを個々に捉えた場合には意思決定の中立性が損なわれるおそれの程度にも差があるが、避難者への支援が継続している中でこれを開示した場合には、憶測によって県民の間に混乱を生じさせさせるおそ

れあり、避難者の生活に与える影響も大きいため、統一的に不開示とした。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は第4の(1)のとおり本件開示請求の対象公文書を特定しており、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないと認められる。

2 条例第7条第5号について

(1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

審査会において対象公文書を実際に見分したところ、別表に掲げる部分のうち「審査会の判断」欄で開示と記載した部分については、町村の全域が避難指示区域に指定され、自主避難者がいないことから、実施機関が主張するようなおそれがあるとは認められなかった。

それ以外の部分については、自主避難者に関する実態把握や支援の在り方について各市町村が協議・検討中の事項が含まれると認められ、当該情報が開示された場合には、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、また、これら協議・検討中の未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表

公文書の件名	実施機関不開示部分	審査会の判断
各市町村における避難者に対する支援等について	設問7に対する各市町村の回答記載欄	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の回答欄は開示。それ以外の市町村の回答欄は不開示。
【集計結果】各市町村における避難者に対する支援について	設問7に対する各市町村の回答記載欄	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の回答欄は開示。それ以外の市町村の回答欄は不開示。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年10月 1日	・ 諮問書受付
平成26年10月 6日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年11月 4日	・ 実施機関が一部開示決定理由説明書を提出
平成26年11月 7日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成26年12月 3日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成28年 1月 8日 (第239回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 4月12日 (第242回審査会)	・ 審議
平成28年 5月20日 (第243回審査会)	・ 審議
平成28年 6月17日 (第244回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年8月2日現在）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者